

平成19年10月23日

市内指定居宅サービス事業所管理者 様
市内指定居宅介護支援事業所管理者 様
市内介護保険施設管理者 様
市内指定地域密着型サービス事業所管理者 様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護指導課長

不祥事の再発防止の徹底について

日頃から、本市の介護保険行政に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、市内指定訪問介護事業所の訪問介護員が、利用者の依頼を受けキャッシュカードにより預金の引出しを行う中で、利用者の現金を着服するという不祥事が発生しました。

介護保険制度におけるサービス提供は、利用者とサービス事業者相互の信頼関係が基盤となって成立するものであり、訪問介護員を始めとするサービス従業者は自らを厳しく律し、法令を遵守し、適切なサービス提供を行うことが求められます。今回の事件は、介護関係事業者に対する利用者の信頼感の喪失を招くのみならず、介護保険制度全般に対する信用が損なわれかねないことからもきわめて遺憾な事態であると考えます。

各介護保険事業所におかれましては、今回の事件を機に、個々の従業者の職業倫理の徹底を図るとともに、利用者の金銭管理等について適正に行われているか日常業務の再点検を行うなどにより不祥事発生の防止に万全を期すようよろしくお願いいたします。

健康福祉局高齢福祉部介護指導課
指定指導係 972-2592